

排水設備工事の基本事項



「めぐるん」

小諸市下水道課

排水設備工事の基本事項

小諸市下水道課

排水設備の設置基準・設計・施工は（公財）長野県下水道公社の「排水設備工事責任技術者講習テキスト」に準じていますが、扱いが異なる場合がありますので念のため、下記についてご留意ください。

- 1 管径は 100[㍉]以上、勾配は管径 100[㍉]の場合、標準勾配は 20‰（20‰とできない場合は 0.6～1.5m/秒（満管流速）の範囲内）としてください。

【管径別標準勾配】

100mm 20‰

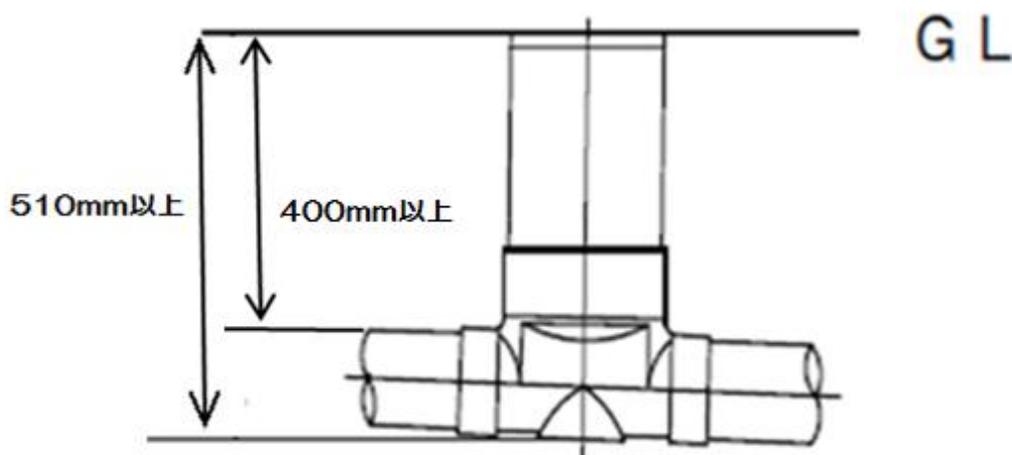
125mm 17‰

150mm 15‰

200mm 12‰

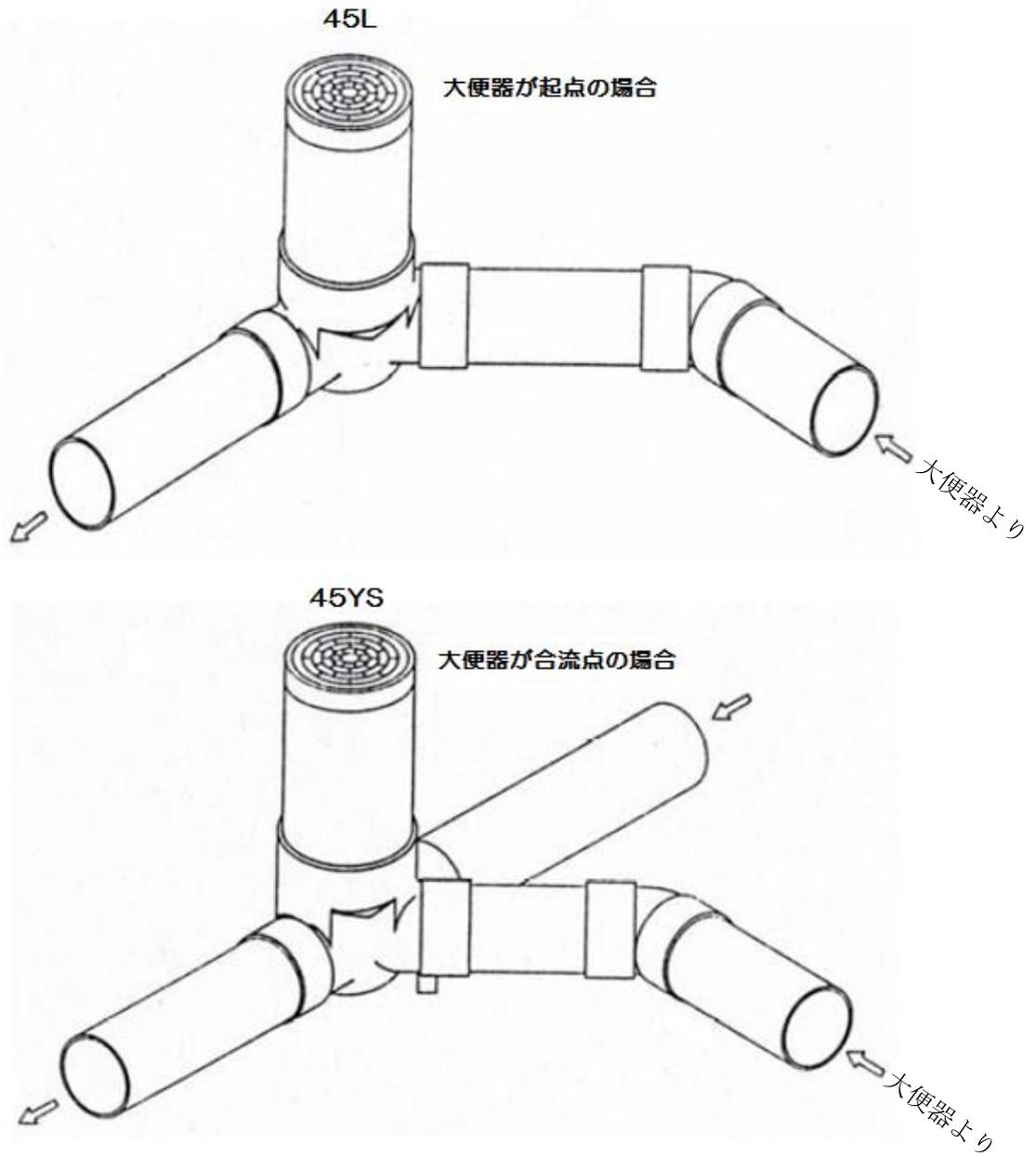
- 2 最小土かぶりは 400[㍉]以上とします。管の厚さを考慮し、もっとも浅い管の深さを管径 100[㍉](VU)の場合では 510[㍉]以上確保してください（図 1）。なお、地盤の状況によっては必ずしも起点が最小土かぶりになるとは限りません。

図 1（管径 100mm の場合）



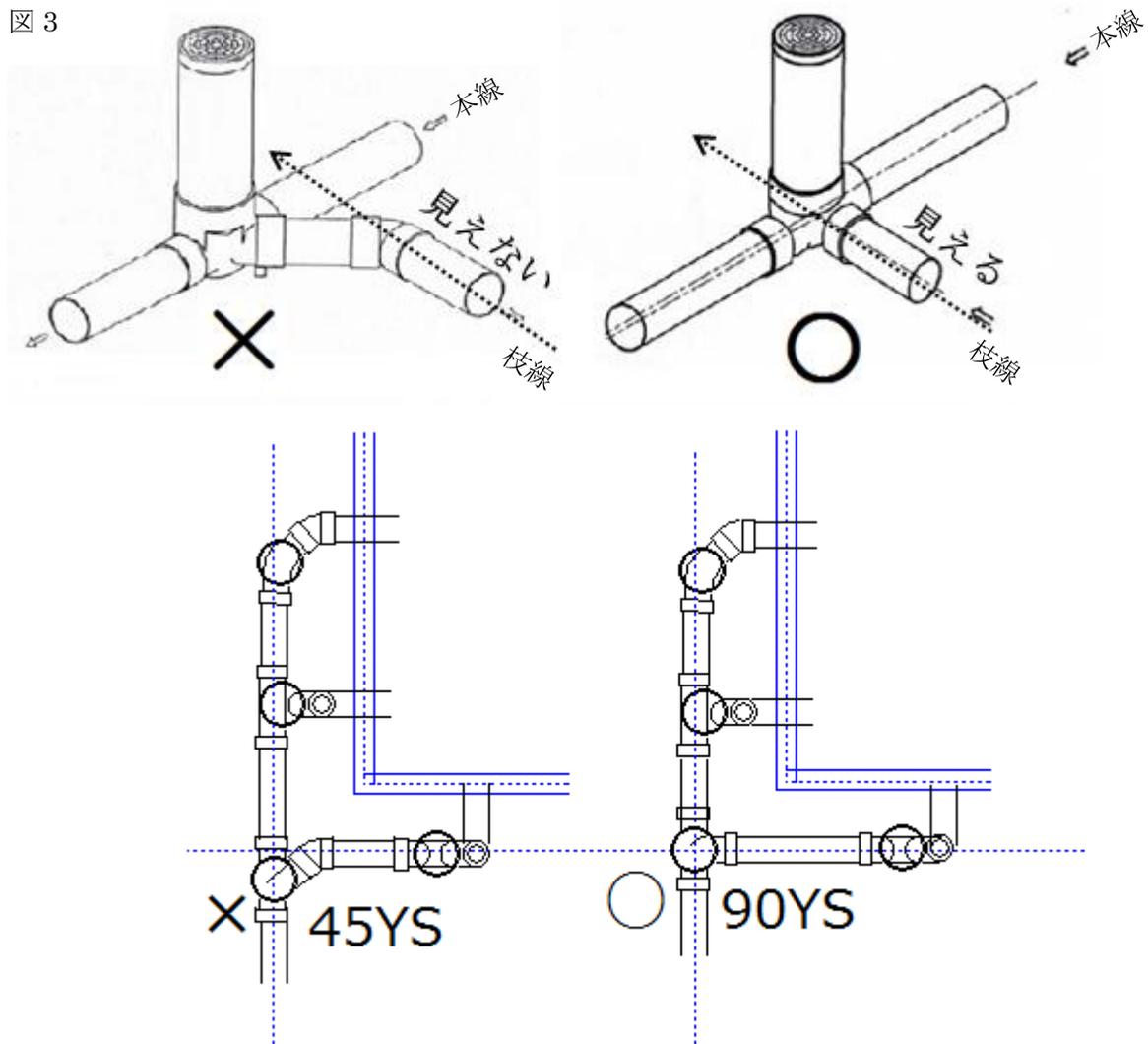
- 3 大便器起点は逆流防止のため 45° 以下とします。合流の場合は 45° 段差付 (45YS 等) を標準とし (図 2)、 45° 合流であっても段差のない 45Y や、段差があっても 90° 合流の 90YS などは設置しないでください。

図 2



- 4 まずは起点、合流点、屈曲点、排水管の管径・管種及び勾配の変化する箇所に設置し、排水管の延長が管径の120倍（管径100^{mm}の場合、12m（10m以下がのぞましい））を超えない範囲内に設置してください。ますとますの区間は直線的に見渡せる構造とします。複数系統（起点が二か所以上）の場合、途中で合流させるときは90YSとしてください。45YSとした場合、見渡せません（図3）。

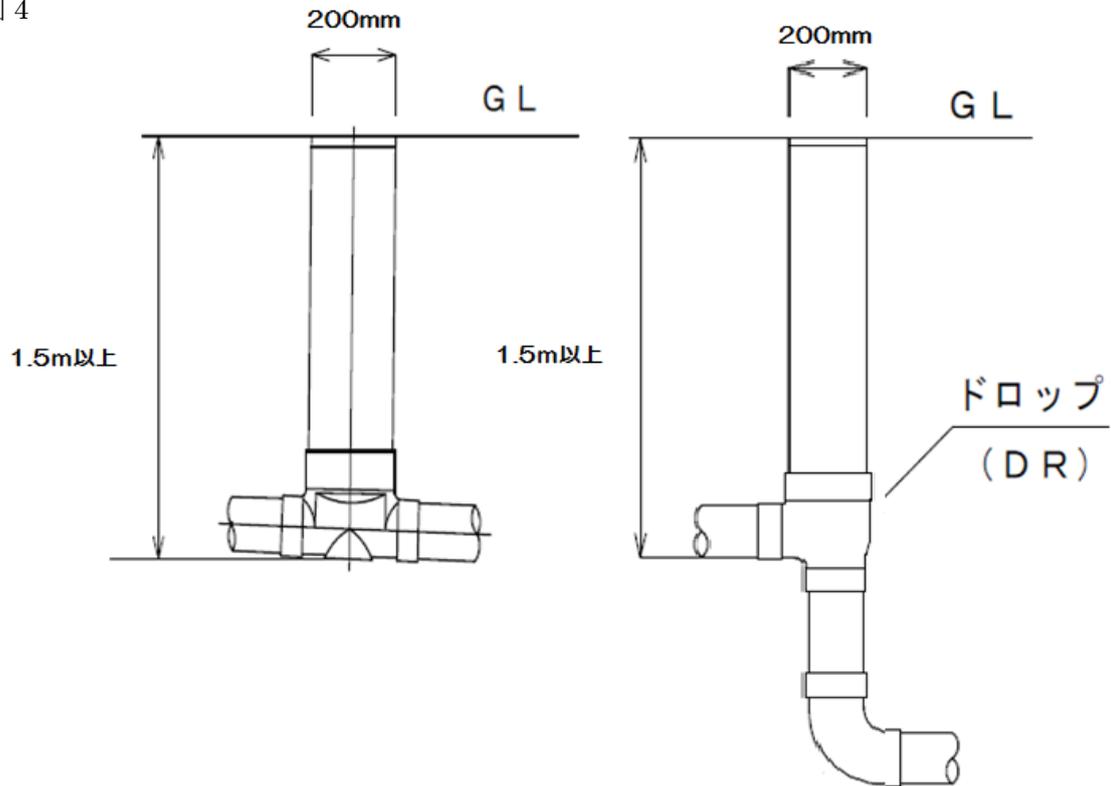
図3



- 5 目皿付ますは、詰まりなどのトラブルの原因になるため、設置はしないようにしてください（原則禁止）。施主の強い希望により設置をする場合は清掃について十分説明をしてください（目皿の設置は条例で義務付けていません）。原則、雑排水の起点はUT-K、合流はUT（器具トラップの場合、通気口付）としてください。
- 6 雑排水の場合は必ずUT（起点はUT-K）としてください。器具トラップ付きであっても、トラップなしのます（90L、90Y、90YS等）は設置できません。

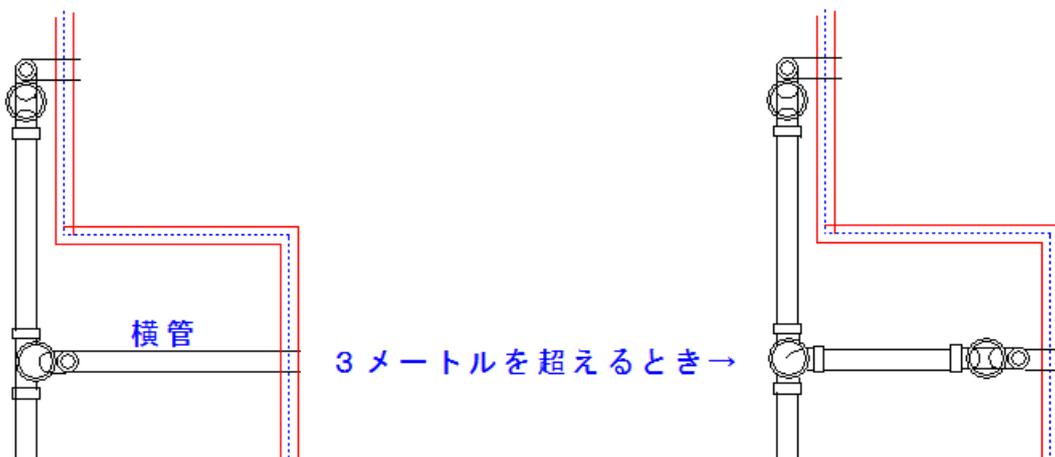
- 7 ます口径は 150 ㍉を標準としますが、ますの深さが 1.5m を超える場合、設置後の維持管理を考慮し口径を 200 ㍉以上としてください（DR の場合は流入（上流）側で 1.5m を超えるとき）（図 4）。

図 4



- 8 横管は外壁からますまでの距離を 3m 以内としてください。3m を超えるときは、ますを追加します（図 5）。

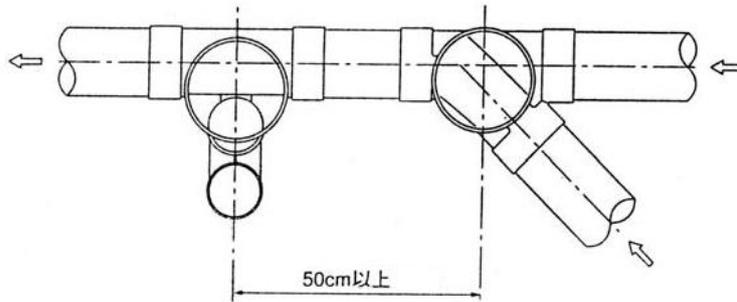
図 5



9 公共ますを含め管底接合用のますの場合、受口に一致するよう上流で調整し、立管に穿孔して接続することはしないでください。

10 大便器からの合流直下にトラップマスを設定するときは、汚物のトラップ内への飛び込みを防止するため、50 cm以上離隔をとってください。(図6)

図6



11 MK (VT) の穿孔は二か所までできます。ただし、CU - ES (VT - S) が接触しないよう高さや角度を考慮してください。

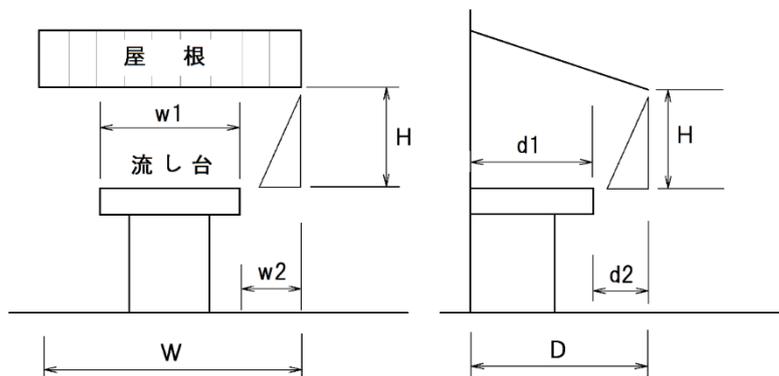
12 小諸市は分流式のため雨水を流すことはできません。屋外の洗濯場・流し等は原則、雨水として処理しますが、下水道に接続する場合は屋根と囲いをつけるなど雨水が入らない措置をしてください。流し台へ蓋をかぶせるだけでは許可はできません。(図7)

図7 屋外流し場等の屋根の基準

(1) 正面図

(2) 側面図

(3) 計算式



屋根の幅 (W)

$$w2 = H / 3$$

$$W = w1 + 2 \times w2$$

屋根の奥行 (D)

$$d1 = H / 3$$

$$D = d1 + d2$$

13 浄化槽の切替えにより既設管を使用する場合は、破損がないことを十分に確認してください。既設配管の土かぶりや勾配が基準に適合しない場合は、事前に下水道課にご相談ください。

- 14 掘削が 1.5m を超える場合や地質により必要な場合は土留をしてください。
- 15 配水管の砂基礎は 5 cm 以上で確実にこなってください。基礎が不十分の場合、管が沈下し排水が滞留する場合があります。
- 16 排水ヘッダーを使用する場合は事前に相談してください。確認申請に仕様書を添付、完了届に写真（床を貼る前のもの）の添付が必要です。設置後の維持管理のため排水ヘッダー上部の床については開閉式とします。
- 17 直投型ディスポーザ（処理部がついていない単体ディスポーザ）は、施設に負荷がかかることなどから設置することができません。処理システムディスポーザを設置する場合は、事前に下水道課にご相談ください。
- 18 阻集器を設置する場合、施主に適切な維持管理を行うよう指示してください。
グリーストラップの場合、かご（バスケット）は毎日、阻集グリス（油）は一週間に一回、堆積残渣は一か月に一回清掃することとされています。堆積した汚泥については産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。
- 18 下水道接続により浄化槽・便槽を撤去（埋戻し）する場合、完全に内容物を除去したうえで、消毒をしてください。くみ取りは工事予定の最低一週間前に「浅麓工業企業組合」（所在地：小諸市甲 1843 - 3 電話：0267-22-1322）に連絡してください。
- 19 平成 25 年度より排水設備の普及促進を目的とし「下水道私設汚水ポンプ施設設置事業補助金交付規則」を定めました。既存の住宅で下水道本管よりも低いまたは自然流下できない住宅に対し、上限（100 万円）を設け個人に補助金を交付するものです。
新築または既存住宅であっても地下室については補助の対象になりません。ポンプ設置をする場合については事前に下水道課に相談してください。

排水設備設置申請のための手続きについて

- 1 供用開始され、公共ますが設置されていること、公共ますの種類・深さを確認したうえで、工事着手一週間前までに「計画確認申請書」を提出してください。なお、平面図、縦断面図については必ず有資格者（排水設備工事責任技術者）が作成してください。
- 2 「計画確認申請書」により確認を受けた後、着手してください。

- 3 「計画確認申請書」には「案内図」・「平面図」・「縦断面図」を添付してください。
- 4 申請書類はすべて A 版とします。浄化槽からの切替えにより既設管を使用する場合、既設配管についても平面図・縦断面図に記載してください。
- 5 既設図面の複写及び閲覧をする場合、所有者の同意（任意様式）が必要になります。
- 6 申請者が土地、建物の所有者と異なる場合は、同意書に所有者の記名押印が必要になります。既設配管であっても同様です。分譲地で、道路が公道でない（私道等）場合、接続管所有者の同意が必要になりますので事前に十分な調査をしてください。
- 7 測量（調査）は十分に行なってください。特に地盤高に留意してください。現地調査が十分ではなく、水平前提で設計をすると、土被り不足・公共ますへの接続ができないなどの事態が生じる場合があります。
- 8 水道の工事（給水工事）も併せて行う場合は上水道課へ申請します。
- 9 下水道施設の機能を妨げ、損傷するおそれのある排水（下水排除基準に適合しない）の場合、阻集器が必要になりますので、設置する阻集器の「設計書」「機能詳細図」「生産工程図」などの書類が必要になります。遅くとも工事着手一か月（30 日）前に届出をしてください。
- 10 申請書の確認（許可）については、下水道課よりファックスで確認申請書の写しをお送りします。審査の結果、指摘事項や不備が全くない場合で概ね 3 日から一週間（審査に要する期間については時期により前後します）ほど時間がかかるため、それを踏まえて早めに申請をしてください。申請順に審査を行ないますので、いかなる事情があっても特定の工事店の審査を優先することはできません。
- 11 申請書に指摘事項があるときはその都度（何度か）、確認をさせていただく場合がありますのでご承知おきください。内容によっては、再度申請書の提出をさせていただく場合があります。
- 12 申請者に確認（許可）を受けた旨を知らせてから着手してください。
- 13 公共ますを新たに取り出す場合、事務手続・取出工事などに時間がかかりますので早めに協議を行ない、「公共ます設置申請書」と「計画確認申請書」を一緒に提出してください。

- 14 公共下水道・特定環境保全公共下水道区域では公共ますを下水道課で設置する場合と自営工事で設置する場合があります。
- 15 農業集落排水事業整備区域では地域ごとに排水処理組合があり、組合加入後に自営工事で公共ますを設置します。
- 16 申請後、区間距離・ますの種類・数量・経路変更になる場合は、差替え（変更申請）、再度確認を受けた後に着手します。

排水設備設置（新設・増築・改築）完了のための手続きについて

- 1 工事完了から 5 日以内に「工事完了届」を提出してください。添付書類は「平面図」・「縦断面図」です。
- 2 工事完了後、「使用開始届」を速やかに提出してください。
- 3 阻集器を設置した場合は「水質管理責任者選任届」を提出してください。
- 4 浄化槽からの切替え工事により浄化槽を廃止した場合「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください（浄化槽法第 11 条の 2）
- 5 完了届提出後、責任技術者立会のもと完了検査を行ないます。必ず立会ってください。検査日時は下水道課よりファックス等によりお知らせします。なお、給水工事も併せて同工事人で行った場合、できるだけ一緒に検査できるよう調整をしていますが、都合により一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

その他の注意事項

- 1 確認申請後、竣工予定日より大幅に遅れる場合は再度、確認申請が必要になります。また、事情により工事を中止するときは取下げの手続きをしてください。
- 2 申請・届出書類の提出部数は各 2 部です。（1 部はコピーでも構いません。）提出時に受付印を押し、1 部をその場でお返ししますので保管をお願いします。

3 公共下水道と農業集落排水は申請・届出様式が異なります。万一、誤った様式で提出された場合、代用はできません。あらためて正しい様式で提出してください。また、工事店独自の様式や他市町村の様式についても受付できませんのでご了承ください。様式については小諸市ホームページ内にもありますのでご活用ください。

「工事完了届」及び「使用開始届」は前述のとおり、工事完了（後）5日以内の提出とし、「計画確認申請書」と同時に提出することはできません。

内容については一般的なものです。自己判断により施工した結果、検査で不合格や手直しになると施主に迷惑がかかるだけでなく、工事人にも金銭的、時間的損失が生じます。少しでも不明な点があるときは必ず申請・届出前にご相談ください。

【関係法令等】

- ・小諸市下水道条例
- ・小諸市下水道条例施行規則
- ・小諸市下水道指定工事人に関する規則
- ・小諸市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例
- ・小諸市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則
- ・小諸市特定環境保全公共事業下水道受益者分担に関する条例
- ・小諸市特定環境保全公共事業下水道受益者分担に関する条例施行規則
- ・小諸市下水道私設汚水ポンプ施設設置事業補助金交付規則
- ・小諸市農業集落排水施設条例
- ・小諸市農業集落排水施設条例施行規則
- ・小諸市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱 など

上記の法令等を遵守してください。なお詳細については小諸市ホームページ内の「小諸市例規集」を参照してください。

下水道指定工事人の指定期間については5年間としていますが、すべての指定工事人の更新日を統一しています。そのため新規指定の場合は5年以下の期間となりますがご了承ください。なお、2024年3月31日までが指定期間となります。